第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第６２６号
神奈川県足柄上郡山北町山北1235番地１　松永コーポ　Ｃ－３
債務者　野本　靖智
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３０号
神奈川県小田原市酒匂２丁目26番10号
債務者　谷川　育子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４４号
神奈川県平塚市大神1881番地の２
債務者　庄田　　勝
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４８８号
熊本市西区城山下代４丁目５番17号　グランデールハイツＡ102号室
債務者　田野尻　将
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
青森県北津軽郡鶴田町大字野木字下藤森３番地
債務者　川村　春彦
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５２７号
神奈川県秦野市並木町９番52号　フレグランス並木Ⅰ　201号、前住所神奈川県秦野市堀西857番地　フォレストコート　Ｃ－103
債務者　渋谷　　綾（旧姓西城）
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５６１号
神奈川県平塚市桃浜町30番５－503号　レジェンド湘南平塚
債務者　根岸美智子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８３号
神奈川県平塚市袖ケ浜１番12－１－305号
債務者　北川　眞司
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９７号
神奈川県厚木市山際702番地23
債務者　中川なぎさ
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６４０号
神奈川県厚木市長谷923－１　第１城所ハイツＤ号、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区市沢町725番地１　クレール増田101号
債務者　山下　勇二
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第９２号
新潟県長岡市渡里町２番地13　メゾンわたり203号室
債務者　小林富士雄
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６３７号
神奈川県厚木市七沢1383番地５
債務者　山本　浩司
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３８号
神奈川県厚木市七沢1383番地５
債務者　山本　裕子
１　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６８４号
神奈川県小田原市小八幡４丁目12番17号　サンシティ西湘103、前住所神奈川県小田原市飯田岡466番地　太田アパートＢ
債務者　草柳由美子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成29年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４７号
神奈川県愛甲郡愛川町半原4514番地の５
債務者　守屋　　髙
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６９７号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央１丁目６番地11　二見荘203
債務者　山田　正彦
１　決定年月日時　平成29年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部